

令和6年6月5日

各位

下田商工会議所
会頭 田中 豊

「下田市プレミアム付商品券」取扱い店の募集について

日頃、下田商工会議所の事業にご理解をいただき誠にありがとうございます。

下田市では、経済対策として地域経済の活性化を促すため、プレミアム付商品券を発行します。これに伴い、当商工会議所では商品券を利用できる市内事業所を募集致します。

希望される場合には、別紙「下田市プレミアム付商品券取扱店 登録申込書」にて当所までお申込み下さい。支店がある場合は支店ごとに申込みをお願い致します。

申込方法：商工会議所宛てに FAX、メール、持参

FAX：23-1160

メール：info@shimoda-cci.or.jp

住 所：下田市二丁目 12-17

お申込は随時受付けておりますが、7月10日(水)の新聞折込チラシに

掲載する取扱店一覧は **6月30日(日)までの受付分**とさせていただきます。

* 7/1以降にお申込みいただいた事業所につきましては、1週間毎に更新する、窓口配布用の「取扱事業所一覧」に掲載いたします。

申込受付が完了後、登録のお電話番号に受付完了のご連絡をさせていただきます。1週間以内に当所から連絡が無い場合、受付されていない可能性がありますのでご連絡をお願いいたします。

令和6年度 下田市プレミアム付商品券事業

主催: 下田市・下田商工会議所

■概要

- ・25%プレミアム付きの下田市内向け商品券の発行
- ・発行総額 75,000,000円(15,000冊)
- ・1セット(A券・B券)500円券×10枚綴り
(額面5,000円分を4,000円で販売)
A券:6枚(小規模店舗用券)
B券:4枚(小規模店舗、大・中型店舗共通)
小規模店舗:A券・B券すべての券が使用可能
大・中規模店舗:B券のみ使用可能

※大・中店舗については、販売面積が400㎡以上とさせていただきます。

- ・使用期間【予定】 令和6年8月26日(月)～令和6年11月30日(土)
- ・釣銭は出せません。
- ・換金性の高いもの(商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど)や、公共料金等の支払い、たばこ等は利用させないでください。

- ## ■使用
- 「商品券取扱店」に登録された市内事業所でのみ使用可能とさせていただきますので、取扱店でない場合は商品券を受け取らないでください。
(「商品券取扱店」ステッカーを店頭に掲示してある店舗)

- ## ■換金
- 登録店が商工会議所窓口の商品券を持参し、小切手にて精算致します。当所での手数料はかかりません。
※金融機関によっては現金化の際に手数料がかかる場合がございます。

換金日 毎月10日と20日(土・日・祝日の場合は前営業日)
12月は、2日(月)～13日(金)(最終清算)(土日を除く)

◎お申込み頂いた事業所には、追って詳細をお知らせ致します。

8/1(木)マニュアル一式発送予定

マニュアルは店舗住所へ送付いたします。

お問い合わせ先 下田商工会議所
TEL 0558(22)1181/FAX 0558(23)1160